

## 【シンガポール】公共秩序・安全（特別権限）法

海外立法情報課 山崎 美保

\* 2018年5月16日、深刻な暴力や大規模な社会混乱に関わるインシデントにより良く対処するために、警察の権限拡大を目的とする公共秩序・安全（特別権限）法が施行された。

### 1 背景

シンガポールでは、2017年6月に内務省が「近年、シンガポールに対するテロの脅威は最も高いレベルにある」とするテロ脅威評価報告書<sup>1</sup>を出すなど、テロ発生への危機感が高まっている。同報告書では、東南アジアにおける「イスラム国（IS）」関連のテロ攻撃や企て、国内におけるテロ脅威の深刻さ、シンガポールがテロの標的となっていることなどが実例と共に報告されている。

シンガポールは、2001年のアメリカ同時多発テロ以降、テロ対策のための法整備を進めてきた。テロ対策には国内治安法<sup>2</sup>が適用されるほか、新たに2002年にテロリズム（資金供与防止）法<sup>3</sup>、2007年にテロリズム（爆破防止）法<sup>4</sup>、2009年に公共秩序法<sup>5</sup>、貸金業（資金洗浄・テロ資金防止）規則<sup>6</sup>、2017年には公共秩序法の改正<sup>7</sup>、インフラ保護法<sup>8</sup>、テロリズム（放射性物質悪用防止）法<sup>9</sup>の制定が行われている。

また、シンガポールには、大規模なコミュニカル暴動<sup>10</sup>に対処するための特別権限を規定した公共秩序（維持）法<sup>11</sup>があるが、公共の安全を脅かす状態でも大規模な社会混乱でない場合、特別権限を行使することはできない<sup>12</sup>。そこでテロ行為を含む社会混乱に対処するため、同法を

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

<sup>1</sup> Ministry of Home Affairs, “Singapore Terrorism Threat Assessment Report 2017,” 1 June 2017. <<https://www.mha.gov.sg/newsroom/press-release/news/singapore-terrorism-threat-assessment-report-2017>>

<sup>2</sup> マレーシア国内治安法（Internal Security Act 1960）を基とし、1963年のマレーシア連邦編入時にシンガポールに適用された。Internal Security Act (Cap. 143) <<https://sso.agc.gov.sg/Act/ISA1960>>; 遠藤聡「東南アジアとテロリズム対策—シンガポールとフィリピンを中心に—」『外国の立法』No.228, 2006.5, pp.175-193. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/228/022812.pdf>> を参照。

<sup>3</sup> Terrorism (Suppression of Financing) Act (Cap. 325) <<https://sso.agc.gov.sg/Act/TSFA2002>>

<sup>4</sup> Terrorism (Suppression of Bombings) Act (Cap. 324A) <<https://sso.agc.gov.sg/Act/TSBA2007>>

<sup>5</sup> 公共空間での集会・行進に関する規定。Public Order Act 2009 (No. 15 of 2009) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/15-2009/Published/20120531?DocDate=20090723>>

<sup>6</sup> Moneylenders (Prevention of Money Laundering and Financing of Terrorism) Rules 2009 <<https://sso.agc.gov.sg/SL/M A2008-S73-2009>>

<sup>7</sup> 大規模イベントの事前届出の義務を規定。Public Order (amendment) Act 2017 (No. 23 of 2017) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/23-2017/Published/20170508?DocDate=20170508>>

<sup>8</sup> テロの標的となる可能性が高い施設に対する安全対策の義務を規定。Infrastructure Protection Act 2017 (No. 41 of 2017) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/41-2017/Published/20171031?DocDate=20171031>>

<sup>9</sup> Terrorism (Suppression of Misuse of Radioactive Material) Act 2017 (No. 27 of 2017) <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/27-2017/Published/20170612?DocDate=20170612>>

<sup>10</sup> コミュナリズム（communalism 自己のコミュニティを優位におき、宗教、民族などの異なる他のコミュニティを排斥する考え方）に起因する暴動を指す。

<sup>11</sup> マレーシア公共秩序（維持）法（Public Order (Preservation) Ordinance 1958）を基とし、1963年のマレーシア連邦編入時にシンガポールに適用された。Public Order (Preservation) Act (Cap. 258) <<https://sso.agc.gov.sg/Act/POPA1958?ValidDate=20171210&TransactionDate=20171210>>

<sup>12</sup> “Bill to give police more powers in a terror attack,” *The Straits Times*, Feb 28, 2018. <<https://www.straitstimes.com/politics/bill-to-give-police-more-powers-in-a-terror-attack>>

廃止し、代わりに公共秩序・安全（特別権限）法<sup>13</sup>が制定された。この法案は、2018年2月27日に内務省により議会に提出、3月21日に議会で可決され、5月16日に施行された。この法律の目的は、シンガポール国内で発生した、又は発生するおそれのある重大インシデントに対応するため、警察の権限を拡大すること、及びその他の人々に新たな義務を課すことである。

## 2 法の構成と概要

この法律は、第1章：序文（第1条～第7条）、第2章：発動命令（第8条～第10条）、第3章：特別授権（第11条～第15条）、第4章：特別権限（第16条～第28条）、第5章：その他の措置（第29条～第36条）、第6章：違反（第37条～第47条）、第7章：雑則（第48条～第54条）、第8章：付随する法律の改正（第55条～第61条）の全61条から成る。

### (1) 「重大インシデント」の定義（第1章第3条）

重大インシデントとは、①シンガポール国内の人々や財産に影響を与えるテロ行為、爆弾テロや核テロ攻撃<sup>14</sup>、これらの行為の扇動・教唆や未遂、②国民に影響を及ぼす深刻な暴力行為及び③大規模な社会混乱を引き起こす行為である。

### (2) 内務大臣による発動命令（第2章）

重大インシデントが発生し、又は発生するおそれがあり、公共秩序の回復、維持などを目的に相当の援助を行う必要がある場合、この法律に定められた権限を発動するための命令が内務大臣により発出され、警察長官にその特別権限を行使する許可が与えられる。命令の効力期間は1か月を超えてはならない。

### (3) 特別授権（第3章）と特別権限（第4章）

警察長官は、次の行為に対処するための特別権限を警察官に与える。その行為とは、①重大インシデント発生の防止、②重大インシデントによる国民の健康、安全又は財産への影響の軽減、③発生後の公共秩序の回復と維持、④重大インシデントに関与した者の逮捕、⑤証拠の保全、⑥発生直後からのコミュニティの回復プロセスに必要な支援、⑦重大インシデントに対処する緊急サービス諸機関の活動の促進である。

警察官の特別権限は、対象地域における①非常線の設置、②公道の閉鎖又は水路の使用禁止、③歩行者や車両等の立入禁止又は制限、④個人又は集団の特定の場所への移動若しくは特定の方法での行動の監視、⑤車両等の移動、⑥建物の所有者又は占有者に対する建物の閉鎖や建物への車両や人の出入りの制限命令などである。この特別権限は警察官以外に、彼らの指示と援助により行動する法執行官<sup>15</sup>や一般市民（市民アシスタント）により行使される。市民アシスタントは、警察官が上記の権限を行使する際に協力する義務を持つ。

### (4) 通信停止命令（第5章第30条）

特別授権が有効である間において、法執行活動の効果的な実施を妨げる場合、又は公衆や法執行官の安全を危うくする場合に限り、警察長官は、重大インシデントに関連する動画及び写真の撮影、並びに動画、写真、テキスト及び音声メッセージの開示及び送信を禁止する命令を発することができる。

<sup>13</sup> Public Order and Safety (Special Powers) Act 2018 (No. 26 of 2018) <<https://sso.agc.gov.sg/Act/POSSPA2018>>

<sup>14</sup> テロリズム（資金供与防止）法第2条第2項及び第3項に規定されるテロ行為、テロリズム（爆破防止）法第2条に規定される爆弾テロ、テロリズム（放射性物質悪用防止）法第2条に規定される核によるテロ攻撃を指す。

<sup>15</sup> 入国審査官、麻薬取締官、刑務官などを指す（同法第2条）。